

令和 8 年 10 月 1 日

組合員各位

津安芸農業協同組合  
代表理事組合長 前川 温仁

## 共済規程の一部変更について（お知らせ）

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和 8 年 9 月 28 日開催の本組合理事会において決議いたしましたので、定款第 55 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、三重県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

### 記

#### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

#### 2. 適用時期（予定）

令和 9 年 4 月 1 日

以 上